

広島県告示第千三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和六年一月四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	東広島市西条町御園宇字管田八五二〇番一地从先から 東広島市西条町御園宇字下長者三五〇四番一地从先まで	令和五年二月二日